

滋賀プラス・サイクル推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、滋賀プラス・サイクル推進協議会（以下、協議会という。）と称する。

(目 的)

第2条 これまで個人の私的な移動手段としての役割に限定されていた自転車に対して、単なる公共交通との連携だけでなく、その役割を見直し、新しい価値と公共性を付与していくことで、自転車を地域における公共交通体系のひとつとして位置づけていく「+cycle（プラス・サイクル）」構想を実施していくことを目的とし、「環境のため、健康のため、人にやさしいまちづくり」及びサイクルツーリズムを目指す。

(事 業)

第3条 協議会の所掌事務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「+cycle（プラス・サイクル）」構想の検討・実施
- (2) 自転車に関する課題・情報の共有と相談に応じた協力支援
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会活動の円滑な推進のため、以下の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は滋賀県知事とし、副会長および監事は委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、やむをえず会長が出席できない時は、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員途中退任における補欠役員任期は、前任者の残任期とする。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会には、「+cycle（プラス・サイクル）」構想のワーキンググループをおく。

- 2 ワーキンググループのテーマは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自転車の安全利用の推進
- (2) 自転車ツーリズムの推進
- (3) 自転車に関する情報発信
- (4) 滋賀県版自転車活用推進計画への提言

3 ワーキンググループは委員数名によって構成する。また、委員以外の者を構成員に加えることができる。

4 ワーキンググループは検討・実施した結果を協議会へ報告することとする。

5 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(幹事会)

第9条 本会の事業を円滑に遂行するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長が指名した委員、事務局長によって構成する。

3 幹事会は、協議会の事業の執行に関する企画、立案を行うとともに、次に掲げる事項について決定する。

(1) 協議会に付議すべき事項

(2) 協議会で議決した事項の執行に関すること

4 幹事会の議事は、全会一致をもって決するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を滋賀県土木交通部交通戦略課内に置く。

2 協議会の事務局は、事務局長及びその他事務局員を置く。

3 事務局長は滋賀県土木交通部交通戦略課課長とし、その他事務局員を指名することができる。

(会計)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(規約の改正)

第13条 この規約や変更の必要が生じたときには、協議会の会議において検討のうえ変更するものとする。

附則 この規約は平成24年8月23日から施行する。

附則 この改正は平成26年6月26日から施行する。

附則 この改正は平成27年9月2日から施行する。

附則 この改正は平成28年3月28日から施行する。

2 この改正に伴って新たに副会長の選出を行う際の任期は、第6条の規定にかかわらず、現副会長の残任期とする。

附則 この改正は令和元年6月10日から施行する。